

# 令和7年度 事業計画書

令和7年4月 1日から  
令和8年3月31日まで

公益社団法人 日本水道協会

## 〈 目 次 〉

### 令和7年度事業計画書

1. 水道の安全で安定した供給の継続を図るための事業(公益目的事業) . . . . .	1
1) 水道用資機材の品質検査等(検査事業) . . . . .	1
2) 給水装置等の品質認証(認証事業) . . . . .	1
3) 水道水質検査優良試験所規範(水道G L P)の認定(審査登録事業) . . . . .	2
4) 水道施設管理技士資格の認定(審査登録事業) . . . . .	2
5) 専門書籍・協会雑誌・広報資料等の出版(出版事業) . . . . .	2
6) 水道関係研修会(研修事業) . . . . .	3
7) 国等が進める調査研究や国際貢献等の受託(受託事業) . . . . .	5
8) 水道に関する調査研究(調査研究事業) . . . . .	5
2. 所有不動産の賃貸(収益事業) . . . . .	8
3. 水道賠償責任保険(その他事業) . . . . .	8
4. 功績者表彰(その他事業) . . . . .	8
5. 管理部門 . . . . .	8
6. 職員計画 . . . . .	8

# 令和7年度事業計画書

日本水道協会は、水道の安全で安定した供給の継続を図り、国民生活に欠かせない水道の将来にわたる健全な発展を実現し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

令和7年度は、この目的を達成するため、次に掲げる事業を積極的に実施する。

## 1. 水道の安全で安定した供給の継続を図るための事業(公益目的事業)

### 1) 水道用資機材の品質検査等(検査事業)

#### (1) 水道用資機材の検査事業

水道用資機材の基準適合性を確認する第三者検査機関として、日本産業規格、日本水道協会規格、水道事業者等の仕様書に基づき検査を実施する。

なお、主な検査品目は、ダクタイトル鑄鉄管・同異形管、塗覆装鋼管・同異形管、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類、配水ポリエチレン管・継手類、弁類、水密保持用ゴム等とする。

また、水道用資機材の検査システムを健全かつ公正に維持発展させることを目的として、検査事業における重要事項について調査・審議するため、検査事業委員会を3回、検査施行要項等専門委員会を2回開催する。

#### (2) J I S 製品認証事業

水道用資機材を主体として、日本産業規格への適合性の認証を申し込まれた製造業者等に対し、産業標準化法に定める製品認証制度のもと、登録認証機関として J I S 製品認証を実施する。

なお、製品認証業務の運営に関わる重要事項について、公平、中立、かつ独立した立場で調査・審議を行うことを目的として、J I S 製品認証業務運営委員会を2回開催する。

### 2) 給水装置等の品質認証(認証事業)

給水管及び給水用具を対象とした給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の性能基準適合に関する第三者認証業務を実施する。

主な認証対象品目は、給水装置として使用される湯沸器類、家電機器類、バルブ類、継手類、ボールタップ類、水栓類とする。

また、水道施設に使用される水道用資機材や水道用薬品を対象とした水道施設の技術的基準を定める省令の基準適合に関しても第三者認証業務を実施する。

なお、第三者認証業務の公平性・中立性を確保し、認証業務運営に関する重要な事項を調査・審議する認証制度運営委員会を2回、認証業務に関する技術的、専門的な助言、調査・審議を行う認証審査委員会を2回開催する。

### 3) 水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定(審査登録事業)

国土交通省及び環境省が示す登録水質検査機関の登録基準について、水質検査の実施にあたっての必要事項を追加し、水道水の水質検査に特化した水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)を定め、この基準を満たす水質検査機関の認定業務を実施する。

なお、令和7年度の審査予定件数は、次のとおりとする。

区分	予定件数
新 規 認 定	1 件
サ ー ベ イ ラ ン ス	3 5 件
更 新 審 査	3 6 件

### 4) 水道施設管理技士資格の認定(審査登録事業)

水道関係の技術業務経験者を対象として、水道施設の維持管理の技術力を知識、経験、試験等によって評価し、水道施設管理技士として認定・登録する業務を実施する。

なお、令和7年度の登録予定者数等は、次のとおりとする。

区分	予定者数
1 級 ・ 2 級 試 験 受 験	8 0 0 名
3 級 登 録 申 請	8 0 0 名
3 級 初 任 者 講 習 受 講	5 0 名
登 録 更 新 申 請	2, 2 0 0 名
再 登 録 申 請	1 7 0 名

### 5) 専門書籍・協会雑誌・広報資料等の出版(出版事業)

(1) 水道に関する調査研究等の結果で得られた情報を専門書として発刊する。

また、水道に関する論文、事例報告、テーマ別抄録等を掲載する水道協会雑誌などの定期刊行物を発刊する。水道協会雑誌の発刊にあたっては、会誌編集委員

会及び抄録委員会をそれぞれ年10回開催する。

令和7年度の主な発刊予定は、次のとおりとする。なお、利便性向上等のため、水道協会雑誌を電子化し、発刊図書の一部については電子化を進める。

図書名	図書名
水道協会雑誌（電子版）	水道統計
水道料金表	水道研究発表会講演集（電子版）
設備更新の手引書	水道料金改定業務の手引き

(2) 水道事業体等が行う広報活動に利用していただくため、「みんなの水道」、「水道の話シリーズ」などの各種広報資料を企画・出版する。

## 6) 水道関係研修会(研修事業)

(1) 水道事業体及び民間企業等の水道関係業務に従事する職員の育成と資質向上を図ることを目的として、水道に関する技術部門、事務部門の研修会を開催する。  
令和7年度の開催予定は、次のとおりとする。

研修会名	回数	定員	時期	期間	会場*
新任水道事業管理者研修会	1回	60名	7月～8月	3日	市ヶ谷
水道事業管理職事務研修会	1回	70名	7月～8月	2日	川口
水道事業事務研修会	2回	140名	6月～7月	1回 4日以内	川口
企業会計基礎研修会	1回	80名	6月	1日	川口
未納料金対策実務研修会	4回	240名	6月～9月	1回 2日	川口、大阪会館
消費税実務講座	1回	70名	7月	2日	川口
消費税基礎講座	1回	—	5月～6月	12日間配信	オンライン
水道基礎講座	4回 1回	320名 —	5月～6月 7月	1回 3日 19日間配信	川口、大阪会館 オンライン
水道技術管理者研修会	2回	160名	7月～11月	1回 2日	川口
水道技術管理者資格取得講習会	3回	320名	9月～3月	1回 15日	川口、大阪会館、 オンライン

研修会名	回数	定員	時期	期間	会場*
水道技術者研修会 (Aコース)	1回 1回	80名 —	11月 12月	4日 19日間配信	川口 オンライン
水道技術者研修会 (Bコース)	1回	70名	11月～12月	8日	川口
水道技術者専門別研修会	3部門各1回	240名	1月～2月	1部門4日	川口
水道技術者ブロック別研修会	7回	420名	6月～7月	1回 1日	全国7会場
漏水防止講座	4回	210名	6月～11月	1回 3日	東京都、大阪市
浄水場等設備技術実務研修会	13回	167名	5月～2月	1回 4日	東京都、大阪市
配管設計講習会	11回	550名	7月～2月	1回 3日	全国7会場
配水管工技能講習会(小口径管)	100回	2,120名	4月～3月	1回 3日	全国14会場
配水管工技能講習会(大口径管)	41回	936名	4月～3月	1回 2日	東京都、名古屋市
配水管技能者登録更新時講習会 (大口径管)	11回	440名	5月～3月	1回 1日	東京都
水道施設耐震技術研修会	2回	160名	12月、2月	1回 3日	川口、大阪会館
水道事故防止研修会	2回	120名	11月、1月	1回 2日	川口、大阪会館
情報発信スキルアップセミナー	2回	200名	8月、1月	1回 1日	市ヶ谷、ワライ

※ 市ヶ谷：日本水道会館、川口：日本水道協会川口研修所、大阪会館：日本水道協会大阪会館、東京都：東京都水道局研修・開発センター、名古屋市：名古屋市上下水道局人材教育推進室技術教育センター、大阪市：大阪市水道局体験型研修センター

(2) 国際的な視野と見識を持った人材を育成することを目的として、水道事業者等の職員を対象とした海外研修を開催する。

なお、令和7年度の開催予定は、次のとおりとする。

研修名	開催回数	予定人数	派遣先
国別水道事業研修	1回	7名	台湾
IWA-ASPIRE会議・展示会参加研修	1回	7名	ニュージーランド

## 7) 国等が進める調査研究や国際貢献等の受託(受託事業)

- (1) 国等が進める調査研究や国際貢献等の事業について、国や独立行政法人国際協力機構(JICA)等からの業務を受託する。
- (2) 経営計画、財務会計、水道技術、水質衛生等について、学識経験者等からの意見を踏まえ、より総合的な助言を行うため、経営アドバイザー事業を実施する。

## 8) 水道に関する調査研究(調査研究事業)

### (1) 全国会議

水道に関する諸問題や今後の課題について討議等を行うため、全国会議を開催する。令和7年度は、広島市で開催することとし、水道への理解促進のためのPRコーナーを設け、水道使用者に向けた広報活動を実施する。

全国会議の主な内容は、次のとおりとする。

#### ① 会員提出問題の討議

水道界が直面する重要かつ緊急な問題について、会員の衆知を集め問題解決に向け討議する。

#### ② 水道研究発表会

水道事業体、大学、国及び国の研究機関、産業界等の水道関係者が、水道技術や経営など水道に関する研究成果を発表し、参加者相互の情報交換を図る。

また、時宜を捉えたテーマを掲げ専門家による報告・提言を行うシンポジウムなどを開催する。

#### ③ 功績者表彰

水道の普及に貢献のあった者、また水道界における多くの課題に対し様々な工夫で克服に取り組んでいる正会員等の功績を称え表彰する。

### (2) 運営会議

水道に関する重要事項や諸課題について総合的な把握を行うとともに、その効果的な課題解決に向けて審議するため、運営会議を3回開催する。

なお、同会議において、水道関係予算の獲得や、全国会議における討議の結果、国に解決を求めるべきとされた問題への対応のため、政府並びに国会議員に対して強力な陳情を実施する。

### (3) 各種委員会

- ① 水道における経営問題、広報活動や、全国の水道の情報を集約する水道統計の編纂など、水道運営の継続性確保に関する諸問題について審議するため、事務常設調査委員会3回、各種専門委員会を13回開催する。
- ② 水道施設の技術的な調査研究や、各種指針の作成及び日本水道協会規格の制改定など、水道水供給の安定性確保に関する諸問題について審議するため、工務常設調査委員会3回、各種専門委員会等（部会を含む）を18回開催する。
- ③ 水質基準等の信頼性確保、水道用薬品及び資機材の衛生性等、水道の安全性確保に関する諸問題について審議するため、衛生常設調査委員会3回、各種専門委員会等（部会を含む）を19回開催する。

### (4) 国際関係会議

国内の水道技術や経営に関する諸問題の検討などに資する目的から、海外の水道に関する諸事項について審議するため、国際関係会議を次のとおり開催する。

委員会名	回数	委員会名	回数
国際委員会	2	I W A 日本国内委員会	2
水道施設地震リスク管理検討委員会	2	ISO/TC224上水道国内対策委員会	2

### (5) 各種協議会

水道事業の健全な運営に資することを目的として、水道に関する諸問題について協議及び情報交換をするため、各種協議会等を次のとおり開催する。

会議名	回数	会議名	回数
水道事業管理者協議会	2	水道技術管理者協議会	3
中小規模水道問題協議会	2	府県営水道連絡協議会	1
地震等緊急時対応に係る連絡協議会	2	地方支部事務担当者連絡会議	1

### (6) 特別調査委員会

水道維持管理指針改訂特別調査委員会

本協会発行の「水道維持管理指針2016」を改訂するため、特別調査委員会を1回、小委員会を18回開催する。



(7) 広報活動

- ① 水道についての国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業の更なる発展に資することを目的として実施される水道週間などにおいて、水道に関する各種広報事業を実施する。
- ② 水道界における情報発信力を高めることを目的としたセミナーの開催など、情報発信力向上・強化に関する事業を実施する。
- ③ X（旧 Twitter）や全国会議での水道 PR コーナーを通じて、水道界に関する情報や日々変化する水道を取り巻く状況などを迅速かつ幅広く発信する。

(8) 相談業務及び講師派遣

法律・経営アドバイザー等による専門的な相談への対応のほか、電話等による事務・技術に関する相談業務を行う。

また、水道を取り巻く事業環境が大きく変動する中で、経営診断における分析手法等の見直しを行うなど、水道事業運営上の課題解決へ向けたサポート体制の強化・充実を図る。

さらに、水道事業体のみならず水道使用者にも広く気軽に相談いただく場として、ホームページでの相談窓口や水道事業相談ダイヤルの運用を行う。

そのほか、会員からの要請に基づき講習会・研修会に講師として職員を派遣する。

(9) 水道技術研究

水道に関する様々な課題の解決に向けて、幅広い研究・開発に取り組み、水道事業体や水道関連団体等と共同して実践的な解決策を検討する。なお、令和7年度に予定している調査研究は、広域化及び公民連携推進に関する事項及び災害対応力向上に関する事項とする。

(10) 地方支部・都府県支部・地区協議会における各種活動

水道が直面する問題解決に向けた審議や、各種調査研究、並びに技術的・経営的な知識習得のための研修をより効率的に行うため、地方支部、都府県支部、地区協議会において、地域の実情に応じた支部活動を実施する。

## 2. 所有不動産の賃貸(収益事業)

本協会が所有する有形資産を活用することにより、公益目的事業のための財源の充実を図ることを目的とし、日本水道会館等の一部を賃貸する。また、令和7年度からは、日本水道会館の駐車場の一部についても賃貸する。

## 3. 水道賠償責任保険(その他事業)

水道に起因する事故による損害賠償等のリスクを低減し、水道経営の安定性確保に資するため、損害保険会社と団体保険契約を締結し、本協会会員が被保険者として加入できる水道賠償責任保険を取り扱う。令和7年度からは、被災水道事業体からの応援要請の迅速化を図るため、水道賠償責任保険に「応急給水活動費用保険」を新たに追加し、災害時の会員へのサポート体制の充実を図る。

## 4. 功績者表彰(その他事業)

水道の普及に貢献のあった者、また、水道界における多くの課題に対し様々な工夫で克服に取り組んでいる正会員等の功績を称えて会長表彰を授与することとし、全国会議において表彰する。

## 5. 管理部門

総会・理事会等を次のとおり開催する。

会議名	回数
総 会	1
理 事 会	5
監 事 会	1

## 6. 職員計画

職員数は次のとおりとする。

区分	合計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計
職員数	200名	187.5名	1.2名	11.3名

※各会計における職員数は、職員従事割合による。